

答 申

諮問第152号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年4月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年4月21日付け総第040700004号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年5月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、異議申立人の求める情報の開示をすべきであるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行

わなかった。

- (1) 仮に審査会が、実施機関の「違法ではない。」というのみの口頭での説明、あるいは推量により〇〇〇〇〇〇〇〇が違反業者ではないと事実認定したのであれば、公費をわざわざ費やし審査会など設置する必要はなく、実施機関の説明がすべて真となり、本件に限らず当然答申結果はすべて「妥当」となる。
- (2) 〇〇〇〇〇〇〇〇による建設業法及び浄化槽法違反により、申立人は被害を受けている事実がある。最優先されるべきものは、犯罪被害者である申立人の権利である。審査会が事実認定したのであるから、ない訳がない。申立人には、上記開示請求する事実認定の理由について「知る権利」がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

提出された公文書開示請求書の記載内容から請求の対象は、諮問第135号における答申に関し、〇〇〇〇〇〇〇〇について建設業法違反ではないと、審査会が認定した理由が分かる情報の記載された公文書であると判断した。

しかし、審査会は、条例第23条により「条例第19条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため」設置されたものであり、公文書の非開示等について不服申立てがあった場合に、公文書の開示・非開示の適否に関して審議を行う機関である。このため、当該不服申立ての背景となった〇〇〇〇〇〇〇〇の建設業法違反の事実の有無について審議する機関ではないため、建設業法違反であるか否かの認定はしておらず、本件開示請求の内容を充足する情報はそもそも存在しない。

また、諮問第135号の答申においては、「違法であると認定したものではない」と記載しているに過ぎず、違法ではないと認定した事実はなく、本件対象公文書はそもそも存在しない。

第6 答申に至る経過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-------------|-------------------|
| 平成27年5月26日 | ○諮問（実施機関） |
| 平成27年6月12日 | ○実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成27年6月22日 | ○異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成29年6月6日 | ○審議 |
| 平成29年9月4日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成29年9月25日 | ○審議 |
| 平成29年10月13日 | ○審議 |
| 平成29年11月2日 | ○審議 |

【別紙】

本件開示請求の内容

| 請求日 | 請求内容 |
|-----------|--|
| 平成27年4月6日 | 平成27年3月25日付け和情審第23号和歌山県情報公開審査会長森口佳樹諮問第135号6頁1行目「当審査会も実施機関と同様に当該業者が違法であると認定したものではない。」とし、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇の業者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が建設業法違反ではないと認定した理由が分かる情報。 |